

山梨県公報

号外第三十二号

平成十七年

六月十七日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………三
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定……………四

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
渡辺金一郎を励ます会	渡 邊 篤 正	渡 辺 知 洋	南都留郡富士河口湖町九二四 二	平成十七年 五月二十七日	平成十七年 五月三十日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区 分	名 称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日	備 考

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新		
	天桜会		自由民主党大和村支部		優交会		山梨県医師連盟		21世紀の富士吉田を創る市民会議		南部町に「女性議員を送り出す会」		あゆみの会		栄政クラブ		人興会		杉本東洋後援会
		寺沢喜美雄	平山金吾						高保建樹									小林広光	小林清吉
		古屋久	佐藤正彦	村松正	相川ことよ	薬袋健	渡辺剛						砂原紘一	末木勝人	堀内丈夫	渡辺文雄			
		東山梨郡大和村初鹿野二五五四	東山梨郡大和村田野二四三一																
六月十三日	平成十七年六月十三日	五月二十八日	平成十七年五月二十八日	六月九日	平成十七年六月九日	五月二十五日	平成十七年五月二十五日	三月一日	平成十七年三月一日	五月十七日	平成十七年五月十七日	五月十六日	平成十七年五月十六日	五月十二日	平成十七年五月十二日	四月十四日	平成十七年四月十四日	四月十四日	平成十七年四月十四日
五月三十一日	平成十七年五月三十一日	六月十日	平成十七年六月十日	六月九日	平成十七年六月九日	五月三十一日	平成十七年五月三十一日	五月二十七日	平成十七年五月二十七日	五月二十四日	平成十七年五月二十四日	五月十九日	平成十七年五月十九日	五月十二日	平成十七年五月十二日	四月十四日	平成十七年四月十四日	四月十四日	平成十七年四月十四日
六月九日	平成十七年六月九日																		

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

雄山会	和修会	雄山会	和修会
中沢英一郎	輿石修	山村哲夫	降矢さとし
甲府市塚原町七六四	甲府市大里町三三二五一		
平成十七年五月三十一日	平成十七年五月三十一日		
平成十七年六月九日	平成十七年六月二日		

政治資金規正法第十九条第三項第一号の届出 資金管理団体指定取消届

主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
興石修	甲府市議会議員	和修会	甲府市大里町三三五一	興石修	平成十七年 五月三十一日	平成十七年 六月二日

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一四、一四六

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、次のとおりである。

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一八四、五四七

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙区名	三分の一の数
東山梨郡	六、九二一
東八代郡	一九、六五二
西八代郡	七、一一一
南巨摩郡	一一、四五五
中巨摩郡	四五、二九七
北巨摩郡	一七、二五二
南都留郡	一一、〇一三
北都留郡	七、六四八
甲府市	五一、四四一
富士吉田市	一四、二二四
塩山市	七、〇七一
都留市・西桂町	一〇、〇九〇
山梨市	八、五四六
大月市	八、五八二
韮崎市	八、四六一

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

老人ホームの名称	所在地
社会福祉法人 恵信福祉会 特別養護老人ホーム 恵信ロジエ	山梨市南一三三五番地

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があつた。

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

名 称	所 在 地	指 定 選 挙 管 理 委 員 会
甲斐市竜王体育館	甲斐市西八幡二六四八番地	甲斐市選挙管理委員会
甲斐市竜王武道館	甲斐市篠原二七二八番地二〇	甲斐市選挙管理委員会
甲斐市敷島体育館	甲斐市島上条二二九四番地	甲斐市選挙管理委員会